

合併協議会だより

2005年(平成17年)4月発行 編集・発行/高松市・国分寺町合併協議会事務局

●合併協定書に調印

平成17年3月4日(金)、合併協定調印式が行われ、香川県知事や合併協議会委員の立会いのもと、高松市長、国分寺町長が合併協定書に署名、押印しました。



調印を終え、固い握手をする増田高松市長、真鍋香川県知事、福井国分寺町長

両市町の議会で合併関係議案を可決!! 平成18年1月10日に合併へ

高松市、国分寺町の平成17年3月議会において、合併関係議案が可決されました。

今後は、県議会での議決、県知事の決定、総務大臣の告示を経て、平成18年1月10日に合併が実現することになります。

目次

合併協定調印式	2
両市町議会で合併関係議案を可決	2
合併までの流れ	2
合併協定書の内容	3~13
まちづくりプランの概要	14~15
合併に関する主な経過	16
第11回会議の概要	16

合併協定調印式

平成17年3月4日(金)午後1時30分から、全日空ホテルクレメント高松において、高松市と国分寺町のほか、高松市と合併協議を行っている香川町・牟礼町・香南町・庵治町との合同合併協定調印式が行われ、来賓の真鍋香川県知事、増田香川県議会議長をはじめ、各合併協議会委員、各市町の議会の議員らが多数出席しました。

調印式では、合併協議の経過報告等の後、増田高松市長と福井国分寺町長をはじめ、5町の町長が、それぞれの合併協定書に署名・押印し、立会人として真鍋香川県知事が署名をしました。



合同合併協定調印式



福井国分寺町長

合併協定書



増田高松市長

両市町議会で 合併関係議案を可決

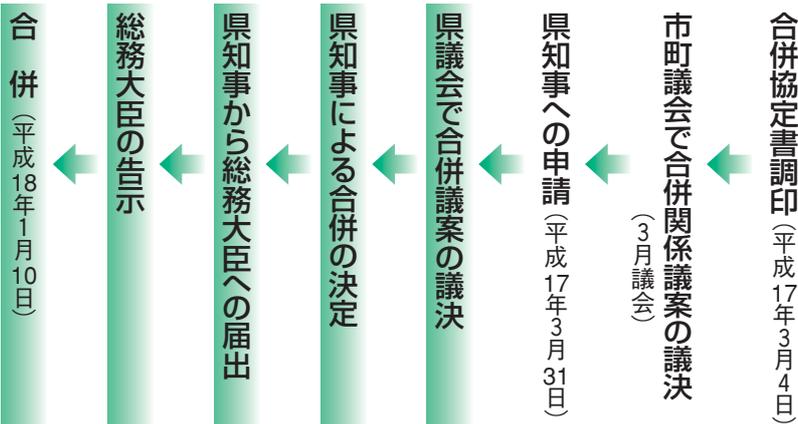
平成17年3月23日に、高松市議会及び国分寺町議会で、「高松市および綾歌郡国分寺町の廃置分合について」など合併関係5議案が、原案のとおり可決されました。

▼可決された合併関係5議案

- ① 高松市および綾歌郡国分寺町の廃置分合について
- ② 高松市および綾歌郡国分寺町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- ③ 高松市および綾歌郡国分寺町の廃置分合に伴う議会の議員の定数の特例に関する協議について
- ④ 高松市および綾歌郡国分寺町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期等の特例に関する協議について
- ⑤ 高松市および綾歌郡国分寺町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議について

合併までの流れ

合併協定書調印の後、合併に至るまでに必要な手続等は次のとおりです。



合併協定書の内容

1 合併の方式

綾歌郡国分寺町を廃止し、その区域を高松市に編入する。

2 合併の期日

合併の期日については、平成18年1月10日とする。

3 新市の名称

新市の名称については、高松市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置については、高松市番町一丁目8番15号とする。

5 財産の取扱い

国分寺町の所有する財産及び債務については、すべて高松市に引き継ぐ。

端岡財産区の財産については、当該財産区の財産として、高松市に引き継ぐ。

6 地域審議会の取扱い ①参照

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の

4第1項の規定に基づき、国分寺町地域に地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。
(別紙は省略)

7 議会の議員の定数及び任期の取扱い ②参照

市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、国分寺町の区域により選挙区を設ける。

8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

国分寺町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。
国分寺町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定に基づき5人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

合併後の国分寺町地域の住民生活について記載しています。
※①地域審議会～⑭幼稚園授業料

①地域審議会

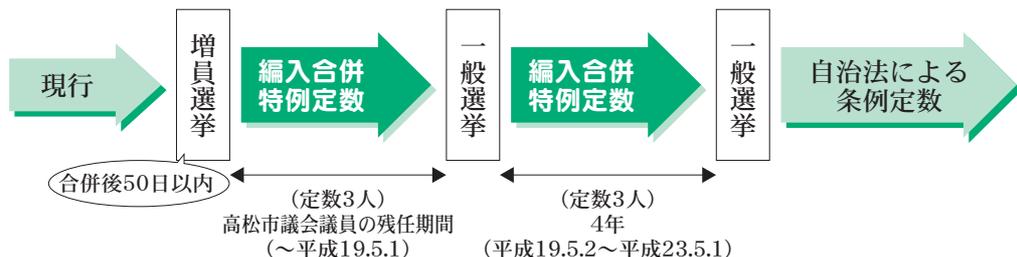
合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前の国分寺町の区域に地域審議会を設置します。

- ・ 委員 国分寺町地域に住所を有し、選挙権を有する者 15人以内(任期：2年)
- ・ 設置期間 平成18年1月10日(合併の日)から平成28年3月31日まで
- ・ 所掌事務 合併後における国分寺町地域のまちづくりや建設計画の執行状況等について、市長の諮問に応じ、審議し、答申し、または意見を述べる。

②議会の議員の定数及び任期

合併特例法の定数特例(※)を2回適用します。

- ・ 選挙区 国分寺町の区域
 - ・ 特例定数 $3人 \left(\frac{40人}{高松市議員定数} \times \frac{23,158人}{332,865人} \right)$ (国分寺町人口 / 高松市人口) 合併特例法第6条第2項に基づく計算
- ・ 人口は平成12年国勢調査による



※ 合併特例法では、編入される市町村の区域から1人以上の議会の議員が確保されるよう、一定期間に限り、議会の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて、人口に応じて増加定数を配分することが認められています。

9 地方税の取扱い ③参照

地方税については、高松市の制度に統一する。
ただし、

- 1 国分寺町地域に係る法人市民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱う。
 - (1) 法人市民税の法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
 - (2) 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
 - (3) 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り不均一課税を実施する。
 - (4) 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。
- 2 国分寺町地域に係る個人市民税の均等割の非課税基準並びに固定資産税及び軽自動車税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。
- 3 国分寺町地域に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、

合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

国分寺町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定める。

11 町名・字名の取扱い ④参照

国分寺町地域における町の区域については現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称については、「国分寺町新居」、「国分寺町国分」、「国分寺町福家」、「国分寺町新名」、「国分寺町柏原」とする。

④住所表示

国分寺町地域の住所表示は、「綾歌郡」が「高松市」に変わります。

例

(現在)

綾歌郡国分寺町新居○○番地○
(大字)



(合併後)

高松市国分寺町新居○○番地○
(町名)

③地方税

地方税については、高松市の制度に統一します。

ただし、国分寺町地域に係る地方税のうち、両市町で違いのある税率等については、次のとおりです。

◎主な地方税の税率など

税の区分	現況		合併後			
	高松市	国分寺町				
法人市民税	均等割	6~360万円(両市町とも同じ)				
	法人税割	法人税額の14.7%	法人税額の14.0%			
軽自動車税	税率		平成20年度までは現行のとおりで、平成21年度から高松市の制度に統一			
	主なもの	原動機付自転車		50cc以下	1,000円(両市町とも同じ)	
				50ccを超え90cc以下	1,300円	1,200円
		軽自動車		2輪	2,600円	2,400円
				4輪以上	乗用営業用	6,200円
乗用自家用			7,800円		7,200円	
	貨物自家用	4,300円	4,000円			
事業所税	資産割	事業所床面積1m ² につき600円(1,000m ² 超の事業所のみに課税)	課税なし			
	従業者割	従業者給与総額の100分の0.25(100人超の事業所のみに課税)				
納期前納付に対する報奨金(住民税、固定資産税)		平成17年度から廃止 ◎廃止前の制度 納期前に納付した税額×0.5/100×納期前の月数(交付限度額:各期ごとの税額が10万円まで)	納期前に納付した税額×1/100×納期前の月数(交付限度額:なし)			

※ 制限税率の上限=標準税率×1.2

12 慣行の取扱い

市章については、高松市の市章を用いる。

市民憲章については、高松市の市民憲章に統一する。

ただし、国分寺町の町民憲章については、その趣旨を尊重して、国分寺地区のまちづくりの共同目標として継承していくものとする。

都市宣言については、高松市の都市宣言に統一する。

市木及び市花については、高松市の市木及び市花を用いる。

ただし、国分寺町の町木及び町花については、国分寺地区の推奨の木及び花とする。



高松市の市章

13 事務組織及び機構の取扱い

現在の国分寺町役場については、国分寺町の区域を所管区域とする地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項に規定する支所とする。

国分寺支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、国分寺町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整する。

住民生活に直接影響を及ぼさな

い事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。

これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。



国分寺町役場
(合併後は高松市役所の支所となります)

14 条例・規則等の取扱い

条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。

ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。

15 特別職の職員の身分の取扱い

国分寺町の特別職の職員(町長、助役、収入役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

16 一部事務組合等の取扱い

両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。

国分寺町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。

国分寺町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。

17 附属機関等の取扱い

両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。

国分寺町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整する。

18 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努める。

19 消防団の取扱い

国分寺町消防団については、高松市消防団に統合する。
消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。

20 使用料・手数料等の取扱い

両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。
⑤参照

国分寺町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的、実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。

⑤主な証明・閲覧等の手数料

同種の使用料・手数料は、合併時に高松市の使用料・手数料に統一します。

例

手数料名	現 況	
	高松市	国分寺町
住民票の写し交付	350円	300円
住民基本台帳閲覧	350円	300円
印鑑登録証の証明	350円	300円
納税証明	350円	300円
地籍図の閲覧	350円	300円

21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。
ただし、国分寺町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。

⑥国民健康保険事業

国民健康保険事業は、次のとおりです。

◎国民健康保険料(税)率など

《保険料(税)率は平成16年度》

区分	現況		合併後
	高松市	国分寺町	
医療給付費分	所得割	7.0/100	6.1/100
	資産割	26.9/100	10.0/100
	均等割	29,100円	24,000円
	平等割	24,200円	24,000円
	限度額	530,000円	530,000円
介護納付金分	所得割	1.5/100	1.2/100
	資産割	5.9/100	4.2/100
	均等割	7,000円	6,300円
	平等割	4,300円	4,200円
	限度額	80,000円	80,000円
出産育児一時金	300,000円	300,000円	
葬祭費	50,000円	30,000円	

※ 高松市の介護納付金分に係る保険料率については、平成17年度から改定されています。

22 国民健康保険事業の取扱い

⑥参照

国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、国分寺町地域の医療給付費分に係る国民健康保険料(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

23 介護保険事業の取扱い

⑦参照

介護保険事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、国分寺町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。

国分寺町の第1号被保険者の保

⑦介護保険事業

国分寺町の第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料は、平成17年度は現行のとおりです。平成18年度以降は第3期介護保険事業計画(※)における保険料額を踏まえ、調整します。

◎介護保険料(年額)

《保険料額は平成15~17年度》

段階	区分	現況	
		高松市	国分寺町
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税の人	16,200円	18,360円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の人	29,100円	28,560円
第3段階	本人が市町村民税非課税の人	40,400円	40,800円
第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	50,500円	53,040円
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の人(国分寺町は200万円以上400万円未満の人)	60,600円	63,240円
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が500万円以上の人(国分寺町は400万円以上の人)	70,700円	65,280円

※ 平成17年度に介護保険事業計画の見直しを行い、平成18~20年度の介護保険料が算定されます。

保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

国分寺町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応する。

24 各種事務事業の取扱い

24-1 都市提携

都市提携については、高松市の制度に統一する。

国分寺町が予定している都市提携の取扱いについては、相手先の合併の動向を踏まえるとともに、その意思等も尊重し、地域間交流等のあり方も含め合併時まで調整する。

24-2 電算システム事業

電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。

統合に当たっては、合併時の稼働を目的とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整する。

ただし、高松市にないシステムについては、国分寺町のシステムに必要な改修を加え使用するものとする。

24-3 広聴広報事業 ⑧参照

広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。

現在、国分寺町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないよう、取り扱う。

防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時まで調整する。

⑧広聴広報事業

合併後は、高松市が実施している下記の相談事業等を利用することができます。現在、国分寺町で実施している相談事業については、住民サービスが低下しないよう取り扱います。

▼相談事業

相談種別・内容		実施日
市政相談		月～金曜日
一般相談		月～金曜日
専門相談	人権法律相談	毎週月曜日
	弁護士法律相談(予約制)	毎週火曜日 第1・3木曜日
	司法書士法律相談(予約制)	第2・4木曜日
	社会保険労務士相談	毎週火曜日
	行政書士相談	第1・3金曜日
	行政相談	毎週水曜日
	税務相談	第2金曜日
	戸籍相談	第3火曜日
	緑化相談	第2・4火曜日
	環境行政相談	第4金曜日
	消費生活相談	月～金曜日
	育児相談	月～金曜日
	健康相談	月～金曜日

※その他、各担当部署で様々な相談事業を実施しています。

▼視覚障害者等への広報

点字広報、声の広報(月1回発行)等



24-4 人権啓発事業

人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、国分寺町文化センター及び新居児童館の開館日については、現行のとおりとする。

国分寺町地域における個人給付等事業及び運動団体等補助・委託事

24-5 コミュニティ施策

業の事業内容については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

「コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。」

24-6 障害者福祉事業 9ページ⑩参照

障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

障害児(者)地域生活支援(レスパイトサービス)事業利用料助成事業については、合併時における現利用者で、香川県からの事業所への補助期間内の助成に限り、高松市に引き継ぐ。

合併時において、国分寺町が障害者福祉施設整備利子補給事業で利子補給している対象事業については、現行のとおり引き継ぐ。

24-7 高齢者福祉事業 ⑩参照

高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

国分寺町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

合併時において、国分寺町が老人福祉施設整備事業利子補給事業で利子補給している対象事業については、現行の国分寺町の利子補給利率を適用する。

合併時において、国分寺町が老人福祉施設整備事業資金貸付(用地取得資金)事業で貸付けしている対象事業については、現行のとおり引き継ぐ。

国分寺町老人福祉センターについては、高松市に引き継ぐ。

ただし、使用料及び利用対象者については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の老人福祉センター「ふれあい福祉センター勝賀」と同様に取り扱い扱うものとする。



ふれあい福祉センター勝賀 (高松市)



国分寺町老人福祉センター

24-8 生活保護事業

生活保護事業については、高松市の制度に統一する。

24-9 児童福祉事業 ⑨参照

児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。

国分寺町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。

国分寺町の保育所の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、国分寺町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合には、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額になるよう、段階的に調整するものとする。

母子等医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

国分寺町の放課後児童クラブについては、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。

ただし、国分寺町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時まで調整するものとする。

国分寺町の放課後児童クラブの利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

国分寺町の放課後児童クラブの利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において、高松市と同額になるよう、段階的に調整する。

合併時において、国分寺町が児童福祉施設整備事業利子補給事業で利子補給している対象事業については、現行の国分寺町の制度を適用する。

合併時において、国分寺町が児童福祉施設整備事業資金貸付(用地取

得資金)で貸付けしている対象事業については、現行の国分寺町の制度を適用する。

国分寺町の公立児童館については、高松市の公立児童館として引き継ぐ。



福家児童館 (国分寺町)

⑨保育料

平成17年度は現行のとおりで、平成18年度から高松市の制度に統一します。

ただし、保育料が高くなる場合は、平成21年度に高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整します。



24-10 その他の福祉事業

⑩参照

その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。

原子爆弾被爆者援護事業、介護見舞金支給事業及び福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

特定疾患者援護事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。

社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、国分寺町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整する。

緊急通報装置貸与等事業の国分寺町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。

24-11 保健衛生事業

保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。

介護老人保健施設「こくぶんじ荘」については、高松市に引き継ぐ。

国分寺町保健センターについては、市町村保健センターとして、高松市に引き継ぐ。

国分寺町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、こ

所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。

国分寺町で実施している胃がん検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

国分寺町で実施している機能訓練については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施する。

⑩各種福祉事業

障害者福祉事業、高齢者福祉事業及びその他の福祉事業は、高松市の制度に統一します。

合併後、新しくサービスを受けられる事業及びサービスが向上する事業には、次のようなものがあります。

例 新しくサービスを受けられる事業

事業名	事業内容
育成医療等負担費用助成事業	更生医療や育成医療等の給付を受けたときの国の基準に定める自己負担額を助成します。
補装具給付費用負担額助成事業	補聴器や車椅子などの補装具の交付を受けたり、修理したりするときの国の基準に定める自己負担額を助成します。

このほかに、手話奉仕員等派遣事業、障害者小規模作業所助成事業、特定疾患援護事業等があります。

例 サービスが向上する事業

事業名	事業内容
心身障害者医療費助成事業	療育手帳のBに該当する人や身体障害者手帳4級の70歳以上の人についても対象とし、助成方法も償還給付から現物給付になります。
福祉タクシー事業	障害者に加え、65歳以上で要介護認定を受けている市民税非課税の在宅の高齢者についても対象とし、タクシー券を交付します。
介護見舞金支給事業	一定の要件を満たす在宅の障害者及び寝たきり・認知症高齢者を介護している家族に対して見舞金を支給します。 支給額[年額]50,000円⇒[月額]6,000円(年額72,000円) ※所得要件1,000万円以下⇒800万円以下

このほかに、高齢者生きがいデイサービス事業、軽度生活援助事業等があります。



介護老人保健施設「こくぶんじ荘」

24-12 環境対策事業

10ページ⑩参照

環境対策事業については、高松市の制度に統一する。

国分寺町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

国分寺町指定のごみ袋及び有料シールについては、合併年度及びこれに続く2年度に限り、国分寺町地域において、使用できるものとする。

国分寺町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。

国分寺町地域のし尿収集手数料については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

国分寺町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。

衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。

⑪環境対策事業

国分寺町地域のごみの収集方法等は、平成19年度までは現行のとおりで、平成20年度から高松市の制度に統一します。

▼ごみ袋

ごみ袋と有料シールは、合併時に高松市のごみ袋と有料シールに統一します。なお、国分寺町で現在使用しているごみ袋と有料シールは、平成19年度までは、国分寺町地域において、引き続き使用できます。

区分	現況	
	高松市	国分寺町
ごみ袋料金 (一枚当たり)	可燃・破碎ともに 10ℓ 10円 20ℓ 20円 30ℓ 30円 40ℓ 40円	可燃40ℓ 30円 破碎40ℓ 20円

▼し尿収集手数料

平成20年度までは現行のとおりで、平成21年度から高松市の制度に統一します。
(主なもの)

区分	現況	
	高松市	国分寺町
定額制		
一般家庭 人数割(1人1か月につき)	330円	310円
回数割(1回につき)	340円	310円
従量制		
一般家庭・事業所等	18ℓにつき 210円	36ℓにつき 310円

24-13 商工・観光関係事業

商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。国分寺町の商品券事業については、合併時に廃止する。

国分寺町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施する。

合併時までに償還を終えていない国分寺町の勤労者住宅融資資金貸付制度に基づく融資に係る預託については、高松市が引き続き実施する。

国分寺町が実施している観光イベントの補助については、引き続き実施する。



国分寺町冬のまつり

24-14 農林水産関係事業

農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。

国分寺町が実施している景観作物推進事業及びイノシシ等被害防止対策事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り実施する。

国分寺町が実施している水稲種子消毒事業、農業機械銀行、みかん部会、果樹研究同志会、さつき会、雑木盆栽部会及び大平・国分パイロット組合に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。

国分寺町が実施している盆栽団体及び日本盆栽協会国分寺支部に対する補助については、現行のとおりとする。

国分寺町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。

国分寺町地域において、土地改良区を設立するものとし、設立までの間の土地改良事業については、共同施行体等が事業主体となり実施する。香川用水土地改良区維持管理費賦課金の負担者については、合併時までに調整する。

24-15 建設関係事業

建設関係事業については、高松市の制度に統一する。

国分寺町地域の用途地域については、現行のとおりとする。

国分寺町地域の特定用途制限地

域内及び旅館施設等の建築に関する制限内容については、現行のとおりとする。

国分寺町地域の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。

国分寺町のミニ公園については、高松市のちびっこ広場として引き継ぐ。

国分寺町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

合併時において、国分寺町地域で継続中の道路新設改良事業に係る土地買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

急傾斜地崩壊対策事業に係る国分寺町地域での採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。

水防対策に係る国分寺町住民への周知方法については、現行のとおりとする。

国分寺町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、旧地域改善向け住宅の住宅使用料については、市町村立地係数及び利便性係数を変更し、公営住宅法(昭和26年法律第193号)等に定められた額に調整する。

国分寺町の住宅新築資金等貸付金に係る償還方法及び納期限については、現行のとおりとする。

24 | 16 交通関係事業

交通関係事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、国分寺町地域における交通傷害保障の保険期間並びに端岡駅・国分駅自転車駐車場の利用時間及び駐車料については、合併時まで調整するものとする。

国分寺町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐ。



町営バス（国分寺町）

24 | 17 上水道事業 ⑫参照

国分寺町の上水道事業については高松市の上水道事業に統合する。水道料金・給水装置新設等負担金、手数料及びその他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。

国分寺町の浄水施設については、渇水対策用として活用することともに、配水池等については、適切な維持管理を行う。

⑫上水道事業

水道料金は、合併時に高松市の料金に統一します。

メーター口径13mm一般用で国分寺町の一般家庭の平均使用水量1か月20m³の場合、水道料金が月945円安くなります。

なお、合併後の市の財政運営の健全化を図るため、国分寺町の高度浄水施設に係る起債については、平成17年度当初に国分寺町の一般会計に移管し、累積欠損金については、平成16年度決算で、資本剰余金と相殺し、処分をします。

また、現在、国分寺町地域の水道料金は、検針・請求ともに月1回ですが、合併後は隔月で検針し、2か月に1回の請求となります。

▼水道料金

一般用	1か月の使用水量(m ³)	現況		
		高松市(円)	国分寺町(円)	差額(円)
メーター口径13mmの場合	0	1,050	735	315
	5	1,260	1,312	△52
	10	1,470	1,890	△420
	15	2,152	2,782	△630
	※20	2,835	3,780	△945
	25	3,885	4,882	△997
	30	4,935	6,142	△1,207
	50	9,135	11,602	△2,467
100	19,635	25,252	△5,617	

※は、国分寺町の平均使用水量

▼給水装置の新設工事をした場合の費用負担

合併時に高松市の負担金・手数料に統一します。

新設工事の場合の費用は、一般住宅で平均6,200円安くなります。

(新設工事:家庭用)

(単位:円)

区分	現況		
	高松市	国分寺町	差額
負担金	63,000	73,500	△10,500
設計審査手数料	3,000	8,000	△5,000
しゅん工検査手数料	3,000	設計審査に含む	3,000
穿孔手数料	6,300	0	6,300
合計	75,300	81,500	△6,200

※高松市の穿孔手数料については、自社穿孔の場合徴収しない。

⑬下水道事業

下水道使用料や受益者負担金は、合併時に高松市の制度に統一します。

区分	現況	
	高松市	国分寺町
下水道使用料(月額) 平均下水道使用料の場合	1,874円	2,247円
受益者負担金 対象の地積1m ² 当たり	150円	380円

24 | 18 下水道事業 ⑬参照

下水道事業については、高松市の制度に統一する。

国分寺町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

国分寺町地域における合併処理浄化槽設置に係る重点整備支援補助及び単独浄化槽撤去費補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとし、合併処理浄化槽を専用住宅に設置する場合の補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

国分寺町地域の排水設備設置助成については、合併時において供用を開始しており、かつ、受益者負担金を賦課されている者について、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

水洗便所改造資金支援制度により、国分寺町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の国分寺町の制度を適用する。

国分寺町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。

24-19 消防防災関係事業

消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。

綾歌東部消防事務協議会で処理している事務の取扱いについては、合併時までに調整する。

国分寺町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更



防災行政無線（国分寺町）

新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。

戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。

24-20 学校教育事業 ⑭参照

学校教育事業については、高松市の制度に統一する。

国分寺町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。

国分寺町地域における修学旅行等補助については、合併年度は現行のとおりとする。

国分寺町地域の学校給食については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

国分寺町地域の学校給食及び幼稚園給食については、国分寺町の調理場において実施する。

国分寺町地域の奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、国分寺町地域の奨学金貸付については、合併時において、制度の適用を受けている者に限り、高等学校、大学等の修学年限に相当する期間、支給するものとする。

国分寺町地域における中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

国分寺町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるよう、段階的に調整する。

国分寺町地域の幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

国分寺町地域の園区については、現行のとおりとする。

国分寺町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおり実施する。

⑭幼稚園授業料

平成17年度は現行のとおりです。平成21年度から高松市の授業料と同額になるよう、平成18年度から20年度までの3年間で段階的に調整します。



24-21 社会教育事業

社会教育事業については、高松市の制度に統一する。

国分寺町の子ども会活動の促進、PTA活動の促進及びスポーツ団体育成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

国分寺町の「やっぴんまいスボレク、子どもまつりだよ」については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。



小学校（高松市）



幼稚園（国分寺町）



スポーツフェスティバル
(国分寺町)

国分寺町地域の校区子ども会組織、体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。

国分寺町青年会については、高松市青年連絡協議会への加入を促すこととし、補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。

国分寺町婦人会に対する婦人学級開設委託費については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。

国分寺町地域のスポーツフェスティバルの補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。

国分寺町の公民館については、高松市に引き継ぐ。

国分寺町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時までに調整する。

国分寺町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。

国分寺町地域の体育施設の利用時間については、現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一する。

国分寺町地域の体育施設の使用料の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

国分寺町地域のB&G関連事業については、現行のとおり継続する。

24-22 文化振興事業

文化振興事業については、高松市の制度に統一する。

国分寺町において文化教育普及事業として実施している体験学習、歴史資料館講座及び史跡まつりについては、現行のとおり実施する。

国分寺町音の祭りについては、継続して実施する。

讃岐国分寺跡資料館については、高松市の資料館として引き継ぐ。

ただし、観覧料等については、団体観覧の取扱いを除き、現行のとおりとする。



讃岐国分寺跡資料館



国分寺町音の祭り

24-23 その他の事業

○ 外部監査制度

外部監査制度については、高松市の制度を適用する。

○ 市・町民褒章制度

市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。

○ 情報公開制度

情報公開制度については、高松市の制度に統一する。

○ 水問題対策

水問題対策については、高松市の制度を適用する。

○ 契約制度

契約制度については、高松市の制度に統一する。

○ 女性政策

女性政策については、高松市の制度に統一する。

ただし、国分寺町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

国分寺町女性会館については、高松市に引き継ぐ。

○ 葬斎関係事業

葬斎関係事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、綾南環境衛生組合(綾南斎苑)の施設等の使用及び霊柩車運送料金等利用者の助成については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時までに調整するものとする。

国分寺町宮墓地の永代使用料等については、現行のとおりとする。

25 建設計画

建設計画については、別冊のとおり定める。

(別冊は省略、概要は14・15ページに掲載)

を創造する生活交流ゾーンを目指して～ まちづくりプラン(建設計画)

④ 新しい高松市の都市づくり

◇将来構想を展望した都市づくりの方向

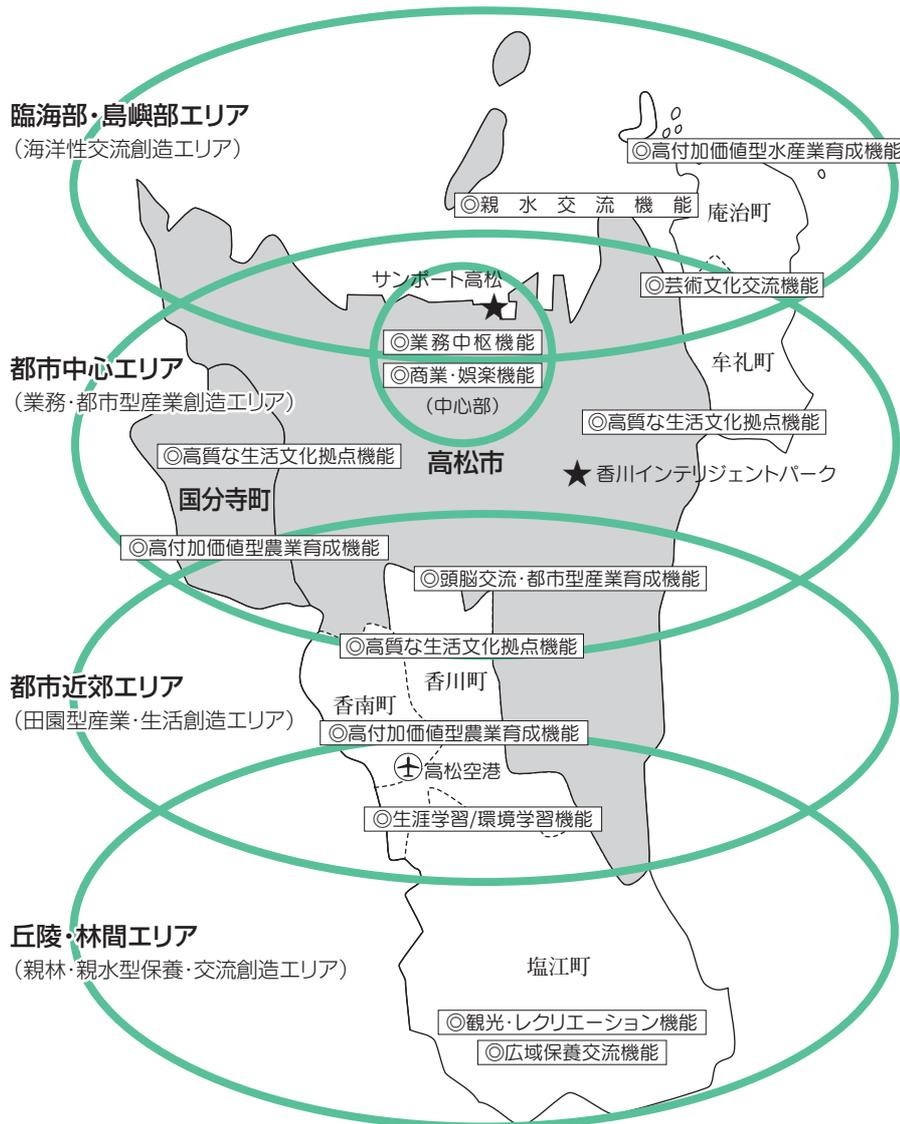
- ① 道州制における州都機能の確保を視野に入れた中枢性、拠点性を発揮できる都市づくり
- ② 市民が住みやすく、いつまでも住み続けたいと思える都市づくり
- ③ 地域の特性、特色を生かし、地域バランスに配慮した都市づくり
- ④ 多様で幅広い交流を展開する都市づくり
- ⑤ 新しい時代をリードし、地域発展を支える産業を育てる都市づくり
- ⑥ 地域みずからが主体的に取り組む自立した都市づくり

⑤ 将来都市構想における望ましい都市像

21世紀の四国の州都を展望した
風格ある環瀬戸内海圏の中枢・中核拠点都市／グレーター高松の創造

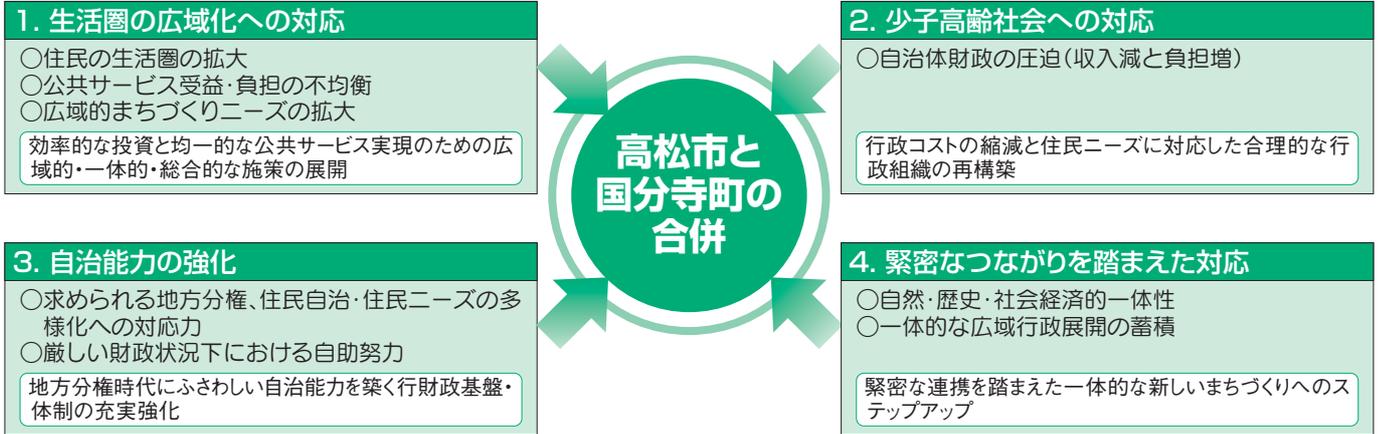
— 海・街・山と 人が融け合う 元気なまち・高松 —

⑥ エリア別の機能整備の方向(イメージ図)



～歴史と文化が調和し、コミュニティ文化 高松市と国分寺町の合併による～

① 合併の考え方



② 高松市と国分寺町の合併によるまちづくり

(1) 合併による新しいまちづくりの理念

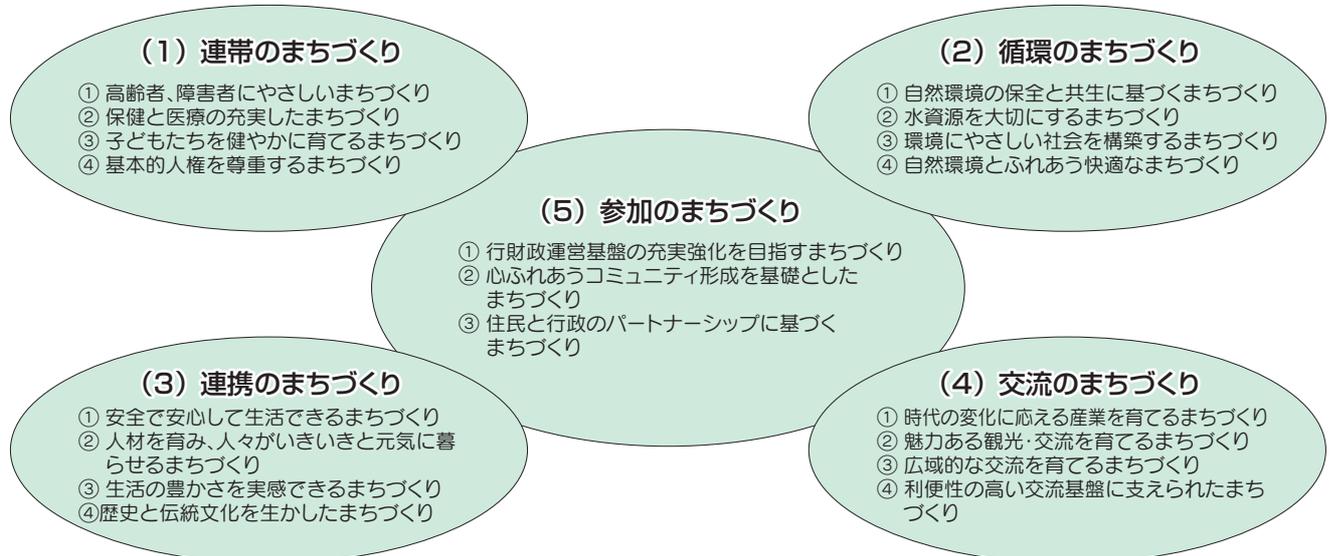
これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重し、地理的条件、都市機能や産業基盤、多様な地域資源や地域特性を生かしながら、地域全体の魅力や個性を一層高め、豊かで持続的発展が可能な地域社会、文化的で快適な生活が営める都市の創造を目指す。また、みずからの判断と責任で、まちづくりを実践できる自立性の高い自治体を目指す。このため、合併により、行財政基盤の充実強化を図り、一体的、効率的な行政を進め、多様化、高度化する住民ニーズや社会経済環境の変化に適切に対応した住民サービスと住民福祉の一層の向上を図る。

(2) 国分寺町地域のまちづくり

◇国分寺町地域の役割と機能

- (1) **新たなコミュニティ文化創造機能** ⇒ 住民の多彩で意欲的な活動を育成することにより、うるおいのあるライフスタイルを創造し、発信・普及する地域
- (2) **暮らしの支援と交流機能** ⇒ 農業の付加価値化の促進等による農産品供給など暮らしの支援機能と歴史文化などの交流機能活用した体験学習などの広域交流拠点
- (3) **西の玄関機能** ⇒ 地域の特性を生かした都市の核の育成とネットワークづくりを進め、住民に身近なコミュニティ文化、交流の創造と発信を担う舞台

③ 国分寺町地域の5つのまちづくりの基本目標と基本方針



高松市・国分寺町の合併に関する主な経過

年 月 日	内 容
平成15年 3月19日	国分寺町住民が、国分寺町長に対し、合併特例法に基づき、高松市を合併対象市町村とする合併協議会の設置を請求 有効署名数：1,370人(有権者数の7.28%)
3月24日	国分寺町長から高松市長に対し、合併協議会の設置について高松市議会に付議するか否かの意見照会
5月20日	高松市長から国分寺町長に対し、議会に付議する旨の回答
6月27日	国分寺町議会が合併協議会設置議案を否決
7月 9日	高松市議会が合併協議会設置議案を可決
9月26日	国分寺町住民が、国分寺町選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議についての住民投票の実施を請求 有効署名数：5,556人(有権者数の29.28%)
10月26日	国分寺町において、合併特例法に基づく合併協議会設置協議についての住民投票を実施(有権者数：18,619人 投票率：61.66%) 賛成：6,192票 反対：5,216票
12月24日	高松市長と国分寺町長が合併協議会規約に関する協議書に調印、高松市・国分寺町合併協議会を設置
平成16年 2月 3日	第1回会議 開催
6月23日	合併協議会設置請求代表者に対し、合併特例法に基づき、建設計画の作成その他合併に関する協議状況の通知及び公表
7月16日～7月30日	建設計画作成に当たっての住民意向調査(アンケート調査)を実施
10月18日	香川県が国分寺町を合併重点支援地域に追加指定
平成17年 2月14日	建設計画についての県との協議が調う
2月18日	第11回会議 開催(すべての合併協定項目を確認)
2月27日	国分寺町で、「国分寺町が高松市と合併することについて町民の意思を問う住民投票条例」に基づく住民投票を実施(投票資格者数：19,191人 投票率：57.51%) 賛成：6,896票 反対：4,077票
3月 4日	合併協定調印式を開催
3月23日	高松市議会、国分寺町議会が合併関係議案を可決
3月31日	香川県知事へ合併申請

会議の概要

第11回会議

- ◆開催日
2月18日(金)
- ◆開催場所
香川県自治会館



▼確認された事項

地域審議会の取扱い
議会の議員の定数及び任期の取扱い
事務組織及び機構の取扱い
都市提携
コミュニティ施策
障害者福祉事業
高齢者福祉事業
その他の福祉事業
保健衛生事業
商工・観光関係事業
農林水産関係事業
消防防災関係事業
学校教育事業
合併の期日(再提案)
人権啓発事業

児童福祉事業
環境対策事業
建設関係事業
上水道事業
下水道事業
社会教育事業
文化振興事業
その他の事業(女性政策)
その他の事業(契約制度)
その他の事業(葬斎関係事業)
建設計画

▼決定された事項

合併協定書

■編集・発行

高松市・国分寺町合併協議会事務局

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所6F
TEL(087)839-2121 FAX(087)839-2125
URL <http://www.takamatsu-kokubunji.jp>
E-mail k0833@city.takamatsu.lg.jp

お知らせ

*会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、国分寺町役場のほかホームページでも会議資料や会議録をごらんいただけます。